



障害児福祉サービスの見込量と確保方策

① 障害児通所支援等の見込量

障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）または難病等のある児童をいいます。

児童発達支援、医療型児童発達支援は就学前の支援を必要とする子どもに対する療育や訓練の提供を、放課後等デイサービスは就学後の支援を必要とする子どもに、療育や訓練の提供、居場所づくりを行います。

居宅訪問型児童発達支援は重度の障害等の状態にある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して発達支援の提供を行います。

保育所等訪問支援は保育所等に専門職等を派遣し、支援を必要とする子どもやその保護者、施設職員等に助言等の支援を行います。

障害児通所支援を利用するうえで必要となる障害児支援利用計画は、障害児相談支援事業者がその作成を行います。

また、障害児入所支援については、18歳未満の障害児については大阪府の子ども家庭センターにより実施され、18歳以上の利用者については障害者総合支援法でのサービス提供となります。

現在、障害児支援については、児童福祉法を基本としてサービスの提供を行っていますが、児童発達支援センターを中心としたライフステージに応じた切れ目のない支援の一層の充実に向け、関係機関との連携を強化し、必要な基盤整備を推進していきます。

(1) 障害児支援サービス

第2期における見込の算出

サービスの種類	サービス量の算出方法
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・月平均あたりの利用日数総数【人日分】＝「月間の利用人員」×「1人あたりの月平均利用日数」 ・児童発達支援と放課後等デイサービスについては、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績値をもとに利用者数の伸びを算出するとともに、同期間の1人あたり利用日数を乗じて見込量を算出しています。 ・医療型児童発達支援については、令和2年度(2020年度)の利用者数、1人あたり利用日数がそのまま続くものとして算出しています。
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・月平均あたりの訪問回数【回】＝「月間の利用人員」×「1人あたりの月平均訪問回数」 ・居宅訪問型児童発達支援については、実績のあった令和2年度(2020年度)の利用者数と1人あたり訪問日数をもとに、新たに利用が見込まれる人の数などを加味して算出しています。 ・保育所等訪問支援については、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の実績値をもとに利用者数の伸びを算出するとともに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して実利用者数を算出しています。これに同期間の1人あたり訪問回数の最大値を乗じて見込量を算出しています。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実利用見込者数【人分】 ・令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)にかけての利用実績をもとに、事業所の増加により新たに利用が見込まれる人の数などを加味して実利用者数を算出しています。

① 児童発達支援

🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
児童発達支援	就学前の障害児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。

🍀 第1期における実績 🍀

【児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	—	433	—	—	502	—	—	563	—
利用件数	人分	448	539	120.3%	497	657	132.2%	546	678	124.2%
利用日数総数	人日分	2,571	2,778	108.1%	2,813	3,429	121.9%	3,048	3,697	121.3%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均に下半期の利用見込を反映)

🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	646	719	791
利用日数総数	人日分	4,296	4,781	5,260

🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・児童発達支援センターが開設後、保健センターとの連携が強化され早期の「気づき」から適切な支援への促しが進みました。また、こども園等に就園後においても、支援者や保護者が発達の課題に気づき、相談や児童発達支援のサービス利用につながるケースが増加しています。
- ・児童発達支援センターでは、保護者の「子どもを理解し支える力」を向上させる取組みとして、親子通所に力点を置いた取組みを行うとともに、個別療育や単独通所においては、民間活力導入により特色ある療育事業を展開しています。

- ・ 幼児期は特に親子の関わりが重要であることをふまえ、親子通所等の機会を提供するよう働きかけます。
- ・ 就園後の児童においては、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、利用方法や利用回数の調整が必要です。
- ・ 気づきから適切な支援につながるように、市におけるサービス提供の考えを示すとともに、子どもの育ちや障害特性、保護者ニーズに応じた適切なサービス量を確保できる体制の整備に努めます。

② 医療型児童発達支援

🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
医療型児童発達支援	就学前の肢体不自由の障害児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

🍀 第1期における実績 🍀

【医療型児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	—	14	—	—	6	—	—	5	—
利用件数	人分	23	15	65.2%	5	6	120.0%	5	5	100.0%
利用日数総数	人日分	247	164	66.4%	67	59	88.1%	78	43	55.1%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	5	5	5
利用日数総数	人日分	43	43	43

🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・ 令和元年度(2019年度)より、児童発達支援センターでは福祉型による事業提供を行っているため、医療型の利用量が減少しています。
- ・ 令和元年度(2019年度)から医療型児童発達支援の利用は市外事業所が中心となっており、市内での利用は福祉型の児童発達支援センターや重症心身障害児を対象としている民間事業所により事業を実施します。

③ 放課後等デイサービス

🌸 サービスの内容 🌸

サービス名	主な対象者	実施内容
放課後等デイサービス	就学している障害児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。

🌸 第1期における実績 🌸

【放課後等デイサービスの月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
実利用者数	人分	—	610	—	—	746	—	—	793	—
利用件数	人分	1,028	1,043	101.5%	1,188	1,247	105.0%	1,348	1,302	96.6%
利用日数総数	人日分	7,880	7,068	89.7%	9,316	8,293	89.0%	10,809	8,718	80.7%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均)

🌸 第2期における月あたりの見込 🌸

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	972	1,086	1,199
利用日数総数	人日分	11,165	12,474	13,772

🌸 見込量確保方策の考え方 🌸

- ・市内における事業所数が増加しており、市外事業所の利用も含めた利用量の増加が今後とも見込まれます。
- ・各事業所のサービスの質を確保するため、人材育成に係る取組みとして事業所を対象とした研修会を今後も開催します。また、事業所の安全管理体制等を確認、助言等を行うための巡回訪問を継続して行います。
- ・小学校高学年や中高生については、進学や就労等を見据えてライフスキルやソーシャルスキルの向上をめざし、関係機関との連携を促しながら重層的な支援を行うための体制づくりを進めます。
- ・保護者支援の充実や医療的ケア児等に対する支援体制の確保など、幅広い支援の実現をめざします。

④ 居宅訪問型児童発達支援

🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

🍀 第1期における実績 🍀

【居宅訪問型児童発達支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの 訪問回数	回	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	10	500.0%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均に下半期の利用見込を反映)

🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	2	2	2
月平均あたりの 訪問回数	回	12	12	12

🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・対象となる児童の多くは、早期において訪問看護、訪問リハビリ等の医療的な支援が中心で、家庭での健康管理が安定するまでは、居宅訪問型児童発達支援の利用は少ないと考えられます。
- ・令和2年度(2020年度)から児童発達支援センターで開始した医療的ケア児訪問保育相談では、1例の利用児童があり、また市外事業所を含めた利用も想定されます。
- ・外出が著しく困難な重度障害児等の発達支援の機会の確保につながる事業であり、利用に係る周知と必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 保育所等訪問支援

🌸 サービスの内容 🌸

サービス名	主な対象者	実施内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等 に通う障害児	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設を 訪問し、その施設にお ける障害児以外の児童 との集団生活への適 応のための専門的な 支援その他の便宜の 供与を行います。

🌸 第1期における実績 🌸

【保育所等訪問支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの 訪問回数	回	3	8	266.7%	3	5	166.7%	3	13	433.3%

※令和2年度(2020年度)は見込(令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均に下半期の利用見込を反映)

🌸 第2期における月あたりの見込 🌸

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用見込者数	人分	20	26	31
月平均あたりの 訪問回数	回	28	39	49

🌸 見込量確保方策の考え方 🌸

- ・ 児童発達支援センターで実施している「在宅障害児等訪問支援事業」の施設職員への専門的助言により、子どもの所属施設における集団生活へ適応するための取組みが進んでいます。
- ・ こども園等における集団生活への適応やインクルージョンへのニーズに対応するため、令和2年度(2020年度)から市内の民間事業所が新たにサービスを開始しています。今後、必要なサービス量の確保に向けて、子どもの所属機関の理解を促進します。

⑥ 障害児相談支援

🍀 サービスの内容 🍀

サービス名	主な対象者	実施内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障害児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

🍀 第1期における実績 🍀

【障害児相談支援の月あたり見込量と実績】

		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
月平均あたりの 利用回数	人分	131	108	82.4%	155	86	55.5%	180	81	45.0%

※令和2年度(2020年度)は見込（令和2年(2020年)4月から9月請求受付分の利用実績の月平均）

🍀 第2期における月あたりの見込 🍀

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
月平均あたりの 利用回数	人分	90	100	110

🍀 見込量確保方策の考え方 🍀

- ・子どもの障害特性や保護者ニーズが多様化する中、きめ細やかな通所支援事業所等の社会資源の情報を把握し、適切なサービス提供をしていくため、公民の障害児相談支援事業所が連携し、相談支援体制の質の向上に努めます。

② 主な子育て支援サービス

本計画は、豊中市子ども健やか育み条例第15条並びに子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定された『第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画』との調和を保ちつつ、子育て・子育ての支援に関する施策と連携を図ります。また、障害の有無にかかわらず、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための支援体制の充実に努めます。

『第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画』において掲げた乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の利用量の見込みについて掲載します。

🌸 第2期における見込み 🌸

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
教育	幼稚園・認定こども園 (満3歳以上)	5,787人	5,469人	5,216人
保育	保育所・認定こども園等 (満3歳以上)	4,903人	5,053人	5,252人
	保育所・認定こども園等 (満3歳未満)	3,916人	3,982人	4,018人
時間外保育事業(延長保育事業)		297人	307人	317人
放課後児童健全育成事業 (放課後こどもクラブ事業)		4,854人	4,946人	5,006人
一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)		154,304人	146,070人	139,549人
一時預かり事業<一般型>等 (一時保育事業、ファミリー・サポート・センター 事業<就学前>、トワイライトステイ事業)		34,859人	34,483人	34,213人
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター等)		8,800人回	8,742人回	8,634人回
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		3,379人	3,334人	3,289人
養育支援訪問事業		236家庭	240家庭	244家庭
子ども・子育て支援等の利用ニーズ (参考)		1,623人	1,810人	1,995人

※子ども・子育て支援等の利用ニーズは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの実利用見込者数の合計